

議案第 6 4 号

明石市立市民ホール条例を廃止する条例制定のこと

明石市立市民ホール条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市立市民ホール条例を廃止する条例

明石市立市民ホール条例（昭和３９年条例第１７号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本案は、建物の解体に併せ、明石市立市民ホールを廃止することに伴い、条例を廃止しようとするものである。